

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設及び附属設備(以下「学校施設」という。)を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。</p> <p>(開放施設)</p> <p>第3条 学校開放の対象となる学校施設(以下「開放施設」という。)は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p><u>(6) 体育館空調設備</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) <u>学校施設</u>を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>別表に掲げる開放施設を利用する者は、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、体育館空調設備の使用に係る使用料</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設(以下「学校施設」という。)を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。</p> <p>(開放施設)</p> <p>第3条 学校開放の対象となる学校施設(以下「開放施設」という。)は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) <u>施設又は設備</u>を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> |

は、教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

2 別表に掲げる開放施設以外の開放施設の使用料は、無料とする。

3 略

(校庭照明設備の利用)

第12条 開放施設のうち校庭照明設備の利用に関しては、この条例及びこの条例に基づく町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）の規定にかかわらず、町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成20年3月町田市規則第62号）の例による。ただし、使用料、開放日及び開放時間に関しては、この条例及び規則の規定を適用する。

(開放施設の変更の禁止)

第15条 利用者は、開放施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 開放施設に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第10条関係）

| 開放施設 | 使用単位 | 使用料 |
|---------|------|---------------------------------------|
| 温水プール | 1回 | 460円（小学生、中学生、65歳以上の者及び障がい者にとっては、150円） |
| 体育館空調設備 | 1時間 | 300円 |
| 校庭照明設備 | 30分 | 620円（小学生、中学生又 |

2 略

(校庭照明設備の利用)

第12条 開放施設のうち校庭照明設備の利用に関しては、この条例及びこの条例に基づく町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）の規定にかかわらず、町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）及び町田市体育施設条例施行規則（平成17年8月町田市教育委員会規則第10号）の例による。ただし、使用料、開放日及び開放時間に関しては、この条例及び規則の規定を適用する。

(開放施設等の変更の禁止)

第15条 利用者は、開放施設又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 開放施設又は設備に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表（第10条関係）

| 開放施設 | 使用料 |
|-------|--------------------------|
| 体育館 | 無料 |
| 校庭 | |
| プール | |
| 特別教室 | |
| 温水プール | 1回大人460円、子ども（小学生及び中学生）15 |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| | | <u>は高校生主体の団体にあつては、310円)</u> |
|--|--|-----------------------------|

備考

- 1 この表において使用単位の「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 2 温水プールの小学生及び中学生の使用料は、7月21日から8月31日までの期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
- 3 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

| | |
|--|--|
| | <u>0円</u> <u>ただし、満65歳以上の者及び障がい者の使用料は、150円とする。</u> |
|--|--|

| | |
|---------------|---|
| <u>校庭照明設備</u> | <u>30分までごとにつき620円（小学生、中学生又は高校生主体の団体は半額）</u> |
|---------------|---|

備考

- 1 温水プールの子どもの使用料は、7月21日から8月31日までの期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
- 2 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

第2条 町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(開放施設)</p> <p>第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 武道場</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第7条 <u>開放施設を利用できる者は、教育委員会から町田市学校開放施設利用登録の承認を受けた団体その他教育委員会が認める団体とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、プール、温水プール、図書室その他教育委員会が個人に開放することを目的とする開放施設については、個人で利用することができる。</u></p> <p>(使用料)</p> | <p>(開放施設)</p> <p>第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(利用できる者の範囲)</p> <p>第7条 <u>開放施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 教育委員会から町田市学校開放施設利用登録の承認を受けた団体。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 遊び場開放、プール及び温水プール開放その他教育委員会が個人に開放することを目的とした開放施設を利用する個人</u></p> <p>(使用料)</p> |

第10条 略

2 略

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、武道場及び特別教室の使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。

4 略

別表（第10条関係）

| 開放施設 | | 使用単位 | 使用料 |
|------|------------------|------|--------|
| 武道場 | 町田第一中学校 武道場 | 午前 | 2,500円 |
| | | 午後 | 3,400円 |
| | | 日中 | 5,900円 |
| | | 夜間 | 1,700円 |
| 特別教室 | 町田第一中学校 交流ホール | 午前 | 1,400円 |
| | | 午後 | 1,900円 |
| | | 日中 | 3,300円 |
| | | 夜間 | 900円 |
| | 町田第一中学校 多目的室 | 午前 | 800円 |
| | | 午後 | 1,100円 |
| | | 日中 | 1,900円 |
| | | 夜間 | 500円 |
| | 町田第一中学校 第一音楽室 | 午前 | 700円 |
| | | 午後 | 900円 |

第10条 略

2 略

3 略

別表（第10条関係）

| 開放施設 | 使用単位 | 使用料 |
|------|------|-----|
| 略 | 略 | 略 |

| | | | |
|---|-----------------|----|--------|
| | | 日中 | 1,600円 |
| | | 夜間 | 400円 |
| | 町田第一中学校 家庭科室 | 午前 | 600円 |
| | | 午後 | 800円 |
| | | 日中 | 1,400円 |
| | | 夜間 | 400円 |
| 略 | | 略 | 略 |

備考

- この表において使用単位の「午前」とは午前9時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの時間をいい、「日中」とは午前9時から午後5時までの時間をいい、「夜間」とは午後7時から午後9時までの時間をいい、「1回」とは、入場から退場までをいう。

2・3 略

備考

- この表において使用単位の「1回」とは、入場から退場までをいう。

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第1・2条の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3項の規定 令和4年6月1日

(3) 第2条の規定 令和4年8月1日

(準備行為)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。